

18 世紀の James Harrington 解釈と David Hume

大 野 精 三 郎

I. 問 題

17 世紀のイギリス革命の過程で現われた重要な政治的著作である James Harrington (1611-77) の主著『オシアナ (Oceana) 1656.』は、最近の研究において 18 世紀スコットランド歴史学派の重要な直接的先駆者とみられている。かれが『オシアナ』で展開した財産は政治権力の基礎であるという思想は、スコットランド歴史学派の基礎的な思想となり、18 世紀において全面開花したといわれている。ところが、ハリントンの思想は、18 世紀においてそれを継承する新ハリントン主義者といわれる一群の思想家を生みだし、在野の最も強力な政治的・歴史的イデオロギーに転化し、スコットランド歴史学派と鋭く対立する側面を示している。この学派の創始者であり、ここで問題とする David Hume (1711-1776) は、新ハリントン主義者の政治的・歴史的見解との対決・批判を通じて市民社会についての自らの思想を形成しているが、そのばあい批判の武器として遡ってハリントン自体の思想をしばしば借用していることから、問題はきわめて複雑となってくるのである。そこでハリントンを単に経済史観の先駆者として、スコットランド歴史学派との直接的な継承関係においてみるだけでなく、その政治的・歴史的な見解を全体として改めて問い直すことを試みる必要があるとなってくる。そしてそれが 18 世紀において如何なる変容を受け、在野の政治的・歴史的イデオロギーに転化したかを明らかにし、それらの思想とヒュームとの関係を問題としなければならない。幸い、前の 2 つの問題については、J. G. A. Pocock 教授の優れた研究¹⁾があるので、主としてこれに

拠って明らかにすることとしたい。後にみるようにポコック教授のハリントン解釈の特徴は、ハリントンを一貫して政治的ヒューマニストとして、すなわちイギリスにおける古典的古代の政治思想の復活者としてみているところにある。そして 18 世紀における新しい経済関係の発展に即応し得ないこの思想が、新ハリントン主義者の手によって復古的な反動イデオロギーに転化した過程を明らかにしている。もしそうだとすると、ヒュームとの関係はきわめて複雑な様相を呈してくる。ヒュームは新しい経済・社会関係の把握の上にたって新ハリントン主義者を批判し、自らの思想を展開したのであり、その立場は当然ハリントンとも異ならざるを得ない。従って当然のことながらヒュームはハリントンを批判している。しかし他方新ハリントン主義の批判には、ハリントン自体の思想を借用している。すると、このヒュームにおけるハリントンとの対抗・依存の関係を確定することは、単なる思想の継承関係を越えて、新旧政治・社会思想の構造的相違、イギリスの政治思想の伝統と、18 世紀に成立した新しい社会科学としての政治学との違いを明らかにすることにもなるであろう。その意味で、ヒュームにおけるハリントンからの摂取と批判を全体的にあとづけることが重要となってくるのである。

II. Pocock 教授の『オシアナ』をめぐるハリントン解釈

『オシアナ』は「序説」と「本論」とからなり、「序説」はほぼ 3 つの節にわけられ、国家論の基本原理をあつかう部分と、「古代の知恵 (Ancient

1) J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, 1957, the Norton Library 1966.

ditto, "Machiavelli, Harrington and English Political Ideologies in the Eighteenth Century," *William and Mary Quarterly* 22 (October 1965).

Prudence)」と「近代の知恵(Modern Prudence)」を論ずる部分とから構成される。そして本論は3つの部分、すなわち「立法者の協議会」と名づけられた「オシアナ共和国」を構成するための母胎について述べた第1部と、「オシアナ共和国のモデル」と題されて共和制の制度的説明についやされた第2部、およびいわばあとがきの部分を構成する第3部とからなる。

「序説」においてハリントンは政治権力の基礎を、外面的なものと内面的なものにわけ、前者は経済構造、とくに土地所有関係にもとづき、後者は精神的美徳にもとづくものとする。政治権力の外面的基礎をハリントンは「帝国(Empire)」と名づけるのであるが、ここでかれは土台である経済構造、とくに土地所有関係と上部構造である政治制度との関連を鋭く指摘し、国家論の第1原理として摘出し、さらに内面的基礎である精神的美徳である理性の発達、すなわち、個人の利益を追求する私的理性から支配者の利益を追求する国家理性をへて、人類の利益を目指す理性へと拡大され、それを国家論の第2の原理とよんでいる。国家論の第1原理によれば、共和制、君主制、貴族制は、それぞれの土地所有関係に適合するかぎり、自然的であり安定的であるとされ、3つの国家形態はいずれも相対的な意味で正しいとされる。しかしかれの国家論の第2原理である精神的な美徳の原理からすれば、より多くの人々の理性こそが、正しい理性に近づくことになるから、共和制が君主制や貴族制にたいして優れた政体であるという地位を与えられなければならない。この精神的美徳の原理によってハリントンは、「人の支配」ではなく、民衆の理性の結晶である「法の支配」する政治の実現を目指したのである。

この視点にたってハリントンは、「序説」において古代から第16世紀までの歴史をあとづけ、イングランドの革命の原因が、民衆の土地所有から起ったことを明らかにし、この論証から当然に、今後イングランドの政治形態は、共和制でなければならないという結論に到達した。そして「本論」において、その共和の模範を古代ローマの共和制やヴェニス政治制度の研究からえた成果に

よって独自の、しかも徹底した共和制的政治制度論を展開する。ここでハリントンは、これも有名なたとえであるケーキをわける2人の少女の例をもちだし、提案するものと決議するものと区別することによって共和政治の理性的な運営が保証されると主張する。ここから上院が審議・提案し、下院が決定し、行政官が執行するという一種の権力分立制が主張されるのである。さらにハリントンは、これに加えて、官職輪番制(Rotation)、秘密投票制(Secret Ballot)という制度を提案する。こうした制度によって、人間のもつ弱点を制度的に補い、理性の支配、すなわち「法の支配」を確保しようとするのがハリントンの狙いであったことは、今や繰り返すまでもないであろう。

『オシアナ』で展開されたハリントン解釈をめぐって激しい論争をひきおこしたのは、「序説」における財産は政治権力の基礎であるというかれの基本理論と、それにもとづく歴史叙述を如何に理解するかということであった。そしてそれは長い論争史²⁾を形成しているが、そのなかでボック教授は有力な1解釈を提供している。かれによれば、ハリントンの「序説」での観点は土地所有の軍事的・政治的性質であり、その土地所有関係の変化がかれの歴史叙述となっている、というのである。かれはいう。「ハリントンは権力の基礎としての財産について述べていることの唯一の基礎は、軍隊は大きな胃袋をもち、養わなければならない野獣であり、土地をもつ者は兵士を食べさせなければならないということである。ハリントンは、われわれはつねに念頭におかなければならないが、マキャヴェリー主義者であり、かれの思想の出発点は、共和国においては兵士は市民であり、市民兵でなければならないというマキャヴェリーの認識であった。もし兵士が報酬のために私人に追随するならば、共和国は存続することができない。ハリントンの歴史研究は、これに加えて、兵士が通常土地によって養われているという一層

2) Judith N. Shklar, "Ideology Hunting: the Case of James Harrington." *The American Political Science Review*. 53. (September 1959), およびそこで挙げられた文献を参照せよ。

の反省を行っている。もし土地が1人または数人の手中にあるならば、そのときには兵士は領主の借地人であり、かれはその土地保有によって領主のために戦うことを誓うであろう。従って土地が自由保有者(Free Holders)の階級に分配されているときのみ、兵士は市民(すなわち自由民)であり、市民兵であるはずである。それがハリントンの全著作の一方から他方に至るところで見いだされる財産と権力についての考察のすべての要約である。³⁾

このように土地財産が権力を決定するというハリントンの主張の意味を確定した後、ポコック教授は、ハリントンの歴史叙述について、つぎのように述べている。「ハリントンは単にそれ(土地財産が権力を決定するということを)立証するために例を選んだだけではない。さらに進んで、紀元前2世紀以来のヨーロッパ史の要約を、土地の不均等な分配がそれ以来の一連のさまざまな国家類型を決定したかを明らかにすることを目的として叙述している。」⁴⁾かれの出発点は紀元前2世紀にほぼ成立した古代ローマ共和制であった。ここでは政府の形態が土地の既存の分配に適合し、土地の分配が農業法によって安定し、市民である兵士が公共の権力のために戦うという「古代の知恵」が支配していた共和制の理想が実現していた。この理想は、土地が少数の富裕者によって独占されることによって崩壊した。そして、兵士は大土地所有者に隷属することによって、これらの少数者の私兵に転化することとなったのである。大土地所有者によって創設された軍事的植民地は、封禄つき兵士とよばれる者たちからなりたっている。かれらの土地所有は、終身的であると同時に戦時には自己の費用で、その役務を果す条件がついていた。共和制に続く大土地所有者間の抗争の結果、帝政が成立したが、ローマの皇帝は、これらの封禄つき兵士と少数の親衛隊の軍事力に依存するとともに、他方、元老院と民衆とがなお保持していた政治権力との間に挟まれ、絶えず廃位か死の渦中

で苦悶しなければならなかった。封禄が、コンスタンティヌス皇帝の時代に世襲的になるに及んで、皇帝は、その権威を維持するために、他の支柱である傭兵に頼らねばならなくなり、かれらの反乱によってその帝国の崩壊は必然となった。ゴート人の到達によって「古代の知恵」と「近代の知恵」の過渡期は終りを告げ、ゴシック・バランスとよばれる封建制が成立する。ゴート人は相互に再受封される貴族、直臣および陪臣によって保有される3つの種類の封土を創りだした。「このような手段によって、この統治方式はまさに近代の知恵を生み出した大傑作となり、君主の主権と人民の自由とを同時に維持する唯一の独創として宣伝されたのであったが、事實は、それは抗争のつぼであるに過ぎなかった。そしてそこでは貴族階級がもし国王より強大であれば、国王を倒し、また国王が、もし貴族階級より強ければ、貴族階級を倒し、そしてまた国王が貴族階級を掌握して、かれらを味方に引き入れることができるばあいには、フランスとスペインにおけるように民衆を倒し、さらにまた民衆が、貴族階級が存在しないか、あるいは存在しても自分たちの味方にひき入れることができたばあいには、オランダや近來のオシアナのように国王を倒したのであった。」⁵⁾従ってハリントンにおいては、ゴートのバランス、あるいは「近代の知恵」とよばれる国家原理は、動揺と不安定のもものとされ、「古代の知恵」こそが復活さるべきであると考えられている。

イギリスでは、ヘンリー七世の時代に至ってはじめて人民は土地を所有し、政治権力の座に登った。テューダー王朝の立法の結果、種々の種類の借地人は封建的隷属から解放され、また、貴族階級の権力が抑制されたため、民衆が政治権力を握ることとなったのである。かくして国王の権力の基礎が解体していったかぎり、絶対王政の崩壊は不可避であり、革命は必然的とならざるをえない。そして革命が歴史的に不可避であるとするならば、

3) J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*. p. 129.

4) *ibid.*, p. 131.

5) *Oceana*, p. 48. *Oceana* の引用ページは S. B. Liljegren 版(Heidelberg 1924)による。田中浩訳『ハリントン オシアナ』(世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇 2)。275 ページ 昭和 37 年。

政体はそれ固有の性質のゆきすぎによって崩壊し、絶対王政を復活しようとする企てはすべて徒勞であり、共和制の安定のみが、この歴史的現実のなかで実現可能な唯一の方向である。しかしクロムウェルの革命政権の動きは、けっして安定への道を歩んではいない。このことが、ハリントンをして古典的共和国がふたたび実践的に可能となったことを確信させたのであった。このハリントンの歴史叙述を、ポコック教授は、その政治的基本理論の具体化されたものとして高く評価する。「オシアナの『序説』の第2部はヨーロッパにおける政治的権威の、ローマ共和国からイギリス革命に至るまでの変遷に関連させられた論理的に一貫した歴史である。それは明らかに理想の古代からはじまり、理想の未来の展望で終わっている。しかしこの限界内では、たったひとつの現象、すなわち軍事的・従属的土地保有の成立と崩壊に基礎をおき、そしてこの一般化の手段によって巨大な多くの事実を説明し、それらをひとつの物語に織り込むことに成功したのであった。……例示はハリントンの手中にあっては、因果関係の連鎖のなかに結びつけられ、その原理は、西ヨーロッパの全過程を解く鍵となったのである。」⁶⁾ また、次のようにも云われる。「原因と結果との正しい連鎖、いいかえればグラックスとクロムウェルとを結びつけ、その上に歴史を建設している基本思想は、根源的均衡(Original Balance)—土地の均等な配分—の攪乱の思想であるから、根源的攪乱以後に起ったできごとの結果は、既にみたように弁証法である。その一方への過度の傾きは、他方への傾斜を生み、均衡の振動は内在的に不安定な政治組織を吹きとばすほどの力となった。ローマ皇帝はゴート人を導入し、かれらは皇帝と土地によって養われた軍隊を打倒した。また貴族を抑制するため国王は民衆を登用したが、民衆は、国王と貴族とを公平に破壊したのであった。」⁷⁾

ハリントンの歴史のもうひとつの側面は、かれの師匠であるマキアヴェリーのそれと比較することによって最もよく理解される。マキアヴェリーは、ポリプオスに従って、1人、少数および多数

に優越性を与える政体について述べ、それぞれの継承者を生みだしつつ順次に消滅してゆくという政体循環論をもっている。この悲しむべき転回から、立法者は、3政体のすべてが関与し得る政体を創設することによって、人民を救うことができよう。そしてこのような政治制度は多世紀にわたって存続することもできよう。マキアヴェリーは、ある力、すなわち人間の内的な愚行あるいは運命の盲目的ないたずらが、これさえもけっきょく覆えさないのであろうかと疑問を投げかけていた。もし3つの純粋な政体を墮落させるポリプオスの循環を動かし続ける力はなにかと尋ねられれば、かれはただ人間をふくむ地上の事物の内的不安定性と答えたであろう。ハリントンは、人間がひとたび完全に腐敗するならば完全な立法者によって救済され得ないとするマキアヴェリーの信念を否定する。かれにおいては、マキアヴェリーのいう腐敗の諸原因は土地の不公平な分配、あるいは土地の分配と均衡を失った基本的政治組織の存在である。原因が明らかになれば、回復することができる。ハリントンをしてマキアヴェリーを超える認識にまで到達せしめたものは、後者が都市国家に生活し、政治を激しく変動きわまりない党派政治に還元して孤立的にみ、人間性を通じて歴史を書いたのに対し、前者は広大な農業社会に生活し、法や土地所有関係を重要視して社会構造の変化をあとづけることができた点である。しかし、それにもかかわらずここで明らかされた3つの政体の概念、その墮落的循環、立法者、軍事的市民としての市民の概念などにみられるマキアヴェリーの巨大な影響は、ポコック教授をして、「オシアナは封建制に対するマキアヴェリーの瞑想である」⁸⁾と評価せしめる側面を明らかにしている。

III. 18世紀における新ハリントン主義の簇生とそのハリントン解釈

ハリントンの思想は、名誉革命を経て18世紀に入ると在野の有力なイデオロギーに生長し、それとともに多くの変改をうけた。この過程は既に17世紀の後半1675-77年からはじまる。初代

6), 7) J. G. Pocock, *op. cit.*, pp. 143-44.

8) *ibid.*, p. 147.

Shaftesbury の上院における演説および同年に公開された匿名のパンフレット『名門人の地方の友人あての手紙(A Letter from a Person of Quality to His Friend in the Country)』からはじまっている。シャフツベリーは、名誉革命以後再び高まってきた常備軍の増強の機運に対して、それが自由に危険であるばかりでなく、国王の権威およびそれを支える上院議員たる貴族の立場を脅威する存在となる二重の可能性を、ハリントンの表現をもって警告した。匿名のパンフレットも同じ立場から常備軍の増強が、常備軍と上院とを秤の両端におき、一方の増強は他方の力の低下を齎らし、国王および上院の存在価値を低めることを警告したものであった。これは、ハリントンにおいて、15 世紀の終りに、ゴシック・バランスを破壊して国王の絶対的権力を確立する道具と化した常備軍の役割からの示唆を示すとともに、常備軍に代る自由保有者市民兵からなる民兵制度の創設を主張するハリントンの思想と直接関連している。ただし、ハリントンは、武装した自由保有者の共和国を、王と貴族からなる封建連合と対照させたが、この新たなハリントン主義者は、その共和国を、行政権力に維持される職業的軍隊と対照させたことがちがう。

これら 2 つの論文からはじまったハリントン思想の復活・利用は、2 年後の 1677 年に刊行された Marvell の『ローマ教の成長と恣意的政治(Growth of Popery and Arbitrary Government)』のなかにおいて、近代政治に対する体系的批判の武器に転化することとなった。名誉革命以後成立した Modern Whig の政権は、総理大臣制をとり、行政制度を確立し、地位・議員を年金などの手段によって籠絡し、政治的権力を掌握し、国債の発行・消費税の創設などの強力な重商主義的諸政策によって、近代的経済諸関係を創出することに努めていたが、これらの政治的変革は、常備軍を国王権力の増強の道具とみる新ハリントン主義者には、イギリス政治体制の「腐敗(Corruption)」と映った。マーベルによれば、軍人をふくむ官職者の業務はただ雇用者である国王にのみ忠誠を誓い、政府支出を増加させ、市民的自由の抑圧を支持する

ことである。これらのほか官職への希望者もまた宮廷および他の人にとって腐敗の源泉である。これらの膨大な数の従属的階級は、ハリントンの描く 15 世紀の召使階級になぞらえられ、政治的には国王にのみ奉任する「党派(Faction)」を構成する。これに反し議会の内部にはハリントンを継承し、これらの腐敗から守ってきた独立的ジェントリーの一群がある。このような人々を維持し、腐敗から守るためには、短期の、しかもしばしば議会を開かせ、議会に行政権力を絶えず警戒的に監視する任務を与えることである。このようにして、マーベルの示唆する新時代の議会の地位と役割についての思想は、ハリントンの思想の変容、すなわち財産の均衡、財産的独立は憲法の均衡(Balance of Constitution)および議会の独立(Independence of Parliament)に変わり、さらにマキャヴェリーの復活と相俟って、18 世紀前半のイギリス政治を特徴づける在野の政治的イデオロギーに転化し、新ハリントン主義者とよばれる多数のイデオログを生み出したのであった。

このイギリス政治の在野のヴィジョンは、その主要な輪廓において次のように要約され得よう。社会は在野と宮廷とから、政府は宮廷と議会とからなり、そして議会は宮廷と在野の議員からなる。宮廷からの議員は行政官であり、在野の議員は独立的な財産をもつ人々である。他のすべては召使いである。行政の業務は統治することであり、これは法に従う活動することである。しかし統治することは権力を掌握することである。権力は他の機関を侵害する自然的傾向をもっているため、議会においては政府を支持するより、監視することの方がより重要である。というのは独立の維持は究極的な政治的善であるからである。イングランドには、政治諸機関のバランスないしは均衡を保つ Ancient Constitution があり、このバランスのなかでの議会の機能は、行政を監視することである。しかし行政権力は議会をその固有の機能から逸脱させる手段をもっている。すなわち行政権力は議員を地位・年金の提供によって誘惑し、大臣や大臣の対立者に追従するよう統御し、次の諸政策、すなわち議会の統御力を超えて増大する行

政の諸活動、常備軍、国債および消費税計画を支持するように説得することによって、墮落させる。この墮落の諸手段は一括、「腐敗」とよばれる。議会および議員を選挙する人々が腐敗するならば、独立と自由とは終りを告げる。腐敗に対する救済策は、議会から、行政的地位をもつ議員を追放し、議員が権力の追求や行政権力の執行に巻きこまれないことであり、議員が腐敗しない投票者によってしばしば選挙され、更新されることである。かくて在野の政治的見解によれば、Constitutionのバランスは政治諸機関が相互に独立を維持することによって維持される。もし腐敗が起ったならば、ハリントンの師であるマキャヴェリーの教えに従って、第1原理へ復帰すること、すなわちその根源的に正しい均衡を再規定することによって、改革されなければならない、と考えられていた。

この政治的イデオロギーは、在野のジェントリーの広汎な支援を得るために、ハリントンの描いた歴史叙述を放棄し、それに代って地方のジェントリが信じていた Ancient Constitution の伝統的信仰を歴史の中心的地位のなかに復活し、反動的なそれに転化したのであった。ハリントンがローマ共和国の没落以後のヨーロッパ、とくに中世の歴史を不安定な、支離滅裂なそれとして無視し、自由保有者の共和国の可能性が1485年以降はじめて実現したとみるのに対し、新ハリントン主義者は、中世政治を Ancient Constitution と同一視し、Ancient Constitution それ自身が、ハリントンの混合政治の模範例であると論ぜられた。いいかえれば、かれらによってハリントンは次のように読み替えられた。すなわち、イギリスの Ancient Constitution は、国王権力と財産と独立を代表する議会の権力との理想的なバランスからなりたっている。そしてその貴族制的側面を無視すれば、議会は自己の独立の手段である土地をもち、自己の自由のために戦う自由保有者からなる。そして国王は、自由保有者またはかれらの議会における代表者の承諾を得なければ、なにひとつ行動することができない共和国として提示されることとなったのである。このようにして在野の政治的イデオロギーは、歴史的イデオロギーとし

てウィッグ政権批判の武器に転化することになったのである。これとともに、ローマ共和制の崩壊の原因も奢侈に求められ、歴史研究が現実政治のための武器として広汎に利用されることとなった。

これら新ハリントン主義者としては Henry Neville, Andrew Fletcher of Saltoun, Walter Moyle, John Toland, John Trenchard, Thomas Gordon などがあげられるが⁹⁾、そのなかで時期的に最後にあらわれ、最も光彩をはなった人物は、St. Bolingbroke であった。かれによってハリントンの思想は政治・経済および歴史に互る在野の体系的なイデオロギーにまで完成されたのである。

IV. ヒュームのハリントン批判と依存

ヒュームは、このイデオロギーにたいする全面的批判者として、従って当然のことながら、政権の座にある Modern Whig の擁護者として登場した。そのさいかれは、人間性(Human Nature)の根本的事実の上にたって、社会・経済・政治および歴史の分野にわたる理論を建設し、その視点からボリングブロックの提起した論点のひとつひとつに反論を加えている。従ってわれわれは、ヒュームにおける新ハリントン主義の批判を明らかにするためには、ヒューム自体の積極的主張の根底をなす市民社会論の把握にたちかえり、それからハリントンとの対比、そして新ハリントン主義批判の順序で筆を進めることが便宜であろう。

ヒュームが市民社会を経済的には商業およびマニュファクチュアの優越する社会として、そしてより根本的には人間性に最もふさわしい自然的な社会として、また人間性を最高限度に発揮させる社会として把握し、さらに政治的には、平等な法の支配が要請される社会として、最後に歴史的には15-6世紀以降のイギリスにおいてはじめて実現した社会として把握したことは、既に別のところ

9) 新ハリントン主義者の研究には、ボコック教授のほか、Caroline Robbins, *The Eighteenth Century Commonwealthman, Studies in the Transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies*. Cambridge Massachusetts. 1961 がある。

ろで明らかにした¹⁰⁾。これを、ハリントン思想との対比する便宜のために簡潔に再現すれば、次の如くになろう。ヒュームによれば、他の動物と比較して人間は、個々の人間としてみれば数えきれない要求や必要を荷わされておりながら、こうした必要をみたすために供与されている手段は、はなはだ貧弱である。その欠陥を補いえて他の動物に優ることができるのは、社会を形成することによってであり、社会の形成によって人間の能力は、未開で孤独な状態のときに至り得る最大限以上に増大し、あらゆる点で人間を満足させ、幸福にするのである。そして、これは市民社会においてはじめて完全に実現される。というのは、社会分業、個々人の専門化および生産物の交換が行われるからである。粗野な未開国民にあっては、すべての労働が土地の耕作に投ぜられ、社会全体が土地所有者とその従属者すなわち借地人との2つの階級にわかれている。後者はどうしても隷属的であって奴隷制や隷属状態に適合している。そこでは土地所有者はおのずから小暴君となる。しかも平和と秩序とを維持するために一人の絶対君主に服従しなければならず、またその独立を保とうとすれば、古代の領主のように、互いに反目・抗争して全社会を最も専制的な政治よりはおそらくもっと悪いような混乱におとし入れるにちがいない。しかし奢侈が商業と工業とを育成するところでは、すなわち商業および工業に従事する人々が独立的な仕方、自らの勤労の果実で生活するときには、農民は土地の適切な耕作で富裕になって独立する。一方、商工業者(Tradesmen and Merchants)は財産のわけ前を獲得し、社会の自由の最も優れた最も強固な基礎であるあの中産階級に権威と尊敬とをもらす。そこで商工業者は社会に最も有用な部類の人々となり、農民のように貧困と卑屈とから奴隷状態に甘んずることなく、また領主のように他人に圧政を加えようとも欲しないから、この欲望を充足させるために君主の圧制をゆるす気にもならない。かれらは自分たちの財産を保障し、貴族政治の圧制だけでなく、王制の圧政からも自分

10) 拙稿「David Hume の市民社会論」『経済研究』第25巻第4号 1974年。

たちを守ることでできる平等な法律を渴望するのである。この市民社会把握において注目されるべきことは、ヒュームにおいては商工業の発達が社会的変革の基礎であるばかりでなく、それが社会的要請として、成員のすべてに平等な法の成立を明らかにしていることである。そればかりではない。平等な法とは、社会の成員に勤労の果実の享受の機会の均等を保証するだけであって、所有の完全な平等を保証するものではないことである。そのような平等は事実上実行不可能であり、社会にとってそもそも有害であることはヒュームの社会観からの必然的な帰結である。

この観点にたってヒュームは、ハリントンの土地均分法が、理論的にも、歴史的にも実施不可能であると批判する。「どんなに所有物を平等にしてみても、人々の種々異なる程度の技術、管理および勤勉が直ちにこの平等を破るであろう。あるいはまたもし諸君がこれらの諸徳を抑止するとすれば、諸君は社会を貧窮のどん底に引下ろし、少数者の欠乏と貧困を防止する代りに、社会全体のそれを不可避ならしめるのである。その上あらゆる不平等の徴候を警戒するために最も厳密な調査が必要であり、かつこれを処罰し、匡正するためには最も峻厳な司法権が必要である。しかしさらに、これに加うるにかような強大な権威はやがて圧制政治に墮し、極めて不公平に行使されるにちがいないのである。」¹¹⁾このヒュームのハリントン批判からすれば、一見、ヒュームとハリントンとは全く相容れないもののように思われる。しかしこのような社会を維持する政治が、人の支配ではなく、法の支配を目標とする点において両者が一致していることから、ヒュームのハリントンへの依存の側面が現われてくる。

ヒュームは、一方ではハリントンと同じく、財産の独立すなわち経済的独立が政治に参加する不

11) "An Enquiry concerning the Principles of Morals 1751". in *The Philosophical Works of David Hume*, ed. T. H. Green and T. H. Grose, 4 vols London 1875 Vol. IV. p. 180. 松村文二郎・弘瀬潔訳『ヒューム道徳原理の研究』昭和24年39-40ページ。

可欠の資格であることを強調し、ハリントンのいう土地所有者のほかに市民社会において有用な階級、独立した商工業者をその資格をもつ者に加えている。そしてその上で、ヒューム自身「貴重な共和国計画」とよぶオシアナの政治制度の改善を提案している。

ローマ共和政の崩壊の原因を、ハリントンのように土地均分制度の破綻に、またローマ帝国に弥漫した奢侈の風潮に求めた新ハリントン主義者とは反対に、商工業の発展が市民社会にとって不可欠の要因と考えたヒュームにとっては、共和的思想をハリントンと同じくしながらも、原因を別のところに求めざるをえなかった。ヒュームによれば、ローマ共和政の崩壊の原因を奢侈と技術のせいにするのは「誤解」であって、「じっさいには政治組織の欠陥と無制限にひろげた征服とから生じたのである。」¹²⁾ ローマ共和国の政治組織は立法権力全部を平民に与えた。平民はこの無制限な権力を全体で所有し、代表機関で所有することをしなかった。その帰結は、戦勝と征服とにより平民の数が著しく増加し、その上、首都から非常に離れたところにまでひろがって住むようになったとき、首都部族がほとんどあらゆる票決を決定することとなった。「かれらは人気を求めるあらゆるひとびとから、大いにおだてあげられ、国家から無償配給される穀物と、たいていの立候補者がよこす個人的な賄賂とでなまけた生活をしました。かれらは日毎にますます気儘となり、マルティウス広場は騒動と暴動の果てしない舞台となり、武装奴隷が、これらのごろつき市民のなかへひきずりこまれるにおよんで政府そのものが無政府状態におちいり、ローマ人が求め得る最大の幸福は、ローマ皇帝の専制権力だけだということになりました。これが代表者を欠く民主政体からでてくる結果である。」¹³⁾ そして、征服によって属領となった植民地に派遣された知事が、掠奪をほしいま

まにしたのを、同胞市民が属領の掠奪品で自国が豊かにされるを知って放置したため、共和国は世界に対して最も残酷な暴君としてあらわれ、本国における代表者を欠く民主政体の欠陥と相俟って、皇帝政治に移行せざるを得なくなったのである。

このようにローマ共和政の崩壊の原因を明らかにしたヒュームは、オシアナの政治的制度を批判する。土地均分制を基礎として平等な官職輪番制を主張するハリントンに対してヒュームは、まず、「どんな才能の所有者をも期間を定めて公職からしりぞけるあの輪番制は不都合である」¹⁴⁾と批判する。次いで、ハリントンの権力分立制の提案、すなわち、上院が提案し下院が決議するということでは、「自由に対する十分な保障を、あるいは苦情の申立に対する救済手段を用意していない。この方法によると、上院が人民に対し拒否権をもっているばかりではなく、さらにはるかに重大なこととして上院の拒否権が人民の投票権に優先することになる」¹⁵⁾と批判する。ヒュームは、ハリントンに代って、一定の財産資格をもつ人民の間接選挙によって選出される元老院に執行権力を与え、立法権力は人民が握ることになるが、各州の小人数の会合による審議を主張し、全国的に集計される州会の多数決制を提案しているのは、ローマの共和制下の直接的民主主義の弊害から学んだ教訓を生かしているというべきであろう。

ハリントンにおいては土地所有か経済的独立を生み、それが政治的資格を賦与したばかりでなく、もうひとつの資格、自らの独立のために戦う軍事的資格をも賦与した。そしてそれは18世紀においては、民兵制度の復活の主張ばかりでなく、常備軍が国王の専制権力の有力な手段となる危険を強調した点で政治上の重要な問題になっていた。ヒュームは自らの「共和国計画」のなかで、民兵制度を主張したことによって、ハリントンの思想を継承している。「国民軍はスイスをまねて設けられます。これについては周知のことですから詳説をさけます。ただ、軍営の義務が忘れられないために、夏季六週間、20,000人が輪番制で、ひ

12) "Of Refinement in the Arts," *Works*, Vol. III. p. 305. 田中敏弘訳『ディヴィッド・ヒューム経済論集』1967年 39ページ。

13) "That Politics May be reduced to a Science," *Works*, Vol. III. pp. 99-100. 小松茂夫訳『市民の国について(上巻)』昭和27年 206ページ。

14), 15) "Idea of a Perfect Commonwealth" *Works*, Vol. III. p. 481. 小松茂夫訳, 185ページ。

っぱり出され、有給で野営させられるということをつけ加えるのが適当なことでしょう」¹⁶⁾と。また『イギリス史』において、18 世紀の状況とエリザベス時代とを対比し、常備軍の存在の政治的危険を強調している。エリザベス時代のイギリス政治が、国王が全く傭兵をもたなかったにもかかわらず、専制政治化されなかったのは、人民の側で自由が既に狭い範囲においてであれ確立していたからであると述べたあと、「この状況は、人民が多くの法によって保護されているにもかかわらず、全く無防備・無防御で非武装であり、加えて中間権力、すなわち独立的な中間権力によって保護されていない現在の政治よりは、外観的には専制君主制に近かったが事実上は反対であった」¹⁷⁾と 18 世紀における常備軍問題についての自己の見解を明らかにし、さらに 17 世紀における自由の発展にとって、常備軍のなかったことが、大いに助けたことを指摘し、「イングランドに単純君主制を打ち立てるには、傭兵が不足していただけのように思われる」¹⁸⁾と断定さえしている。このように常備軍制度の政治的意義についてヒュームは、同じくハリントンを継承する新ハリントン主義者と見解を同じくしながら、政治・経済および歴史の分野にわたって、かれらを全面的に批判したのであった。

ヒュームの批判の基本的立場は、そのハリントン批判で明らかのように、市民社会の把握にある。かれは、ハリントンや新ハリントン主義者とは反対に、技芸(art)あるいはインダスリーの齎した変化をより深く認識し、この社会を人間性に最もふさわしい社会として把握した。そしてこの社会における生産力の増大のために、その成員に所有の安定を保証し、同意による所有の移転の自由および契約の履行を強制すること、一言でいえば正義の実施を政治の原理としてはじめて確立したのであった。

ヒュームによれば市民社会での政府の基礎は「輿論(Public Opinion)」だけであるが、この輿論は大別して 2 つの側面からなりたつ。第 1 には、「現にたてられている政府が、ほかのたやすくたてられたのではないかと思われるどんな政府にも劣らず有益であると固く信ずるとともに、政府そのものから得られるあの社会全体にわたる利益の分別」に関連する「利害に関する輿論」の側面がある。第 2 に、「権利に関する輿論」があり、それは(1)「権力に対する権利」、すなわち長期にわたって存続した政府は合法的な政府であると信ずる人々の支配的感情と、(2)財産に対する権利、すなわち統治者が財産をもっていることから生れる輿論の側面からなりたっている。これがヒュームによれば政府を維持する原理である。

この社会・政治の新たな原理にもとづいてヒュームは新ハリントン主義の政治思想を批判する。イギリスの混合政下での議会の独立を強く主張し、多数の官職の任命権をもつ国王の議会への介入をすべて「腐敗」であるとする新ハリントン主義に対して、ヒュームは、混合政下の議会の在り方について、ある程度の腐敗と従属とがその政治機構維持のために必要であると指摘し、議会の自由従って政治原理が侵されないかぎりでの従属と腐敗とを容認している。こうすることによってヒュームは政治の本質的な事柄について宮廷派と在野派との宥和(Moderation)と目指したのであった。ヒュームはまた市民社会において優越している新たな経済的諸問題を取りあげているが、それはヒューム独自の貢献として考えられるべきであろう。

そして、ヒュームは、『イギリス史』において、ボリングブロックによって代表されるイギリス史解釈を徹底的に批判した。かれは経済、とくに商業・貿易およびマニファクチュアの発達を、「自由の政治」を齎す動因であることを把握し、その見地からハリントン自身の見解にいくつかの修正を加え、イギリス史に正しい解釈を与えている。

ヒュームはまず、15-6 世紀の商業およびマニファクチュアの急激な発展にともなう風習(Manners)の変化が、イギリスにおける封建制崩壊の一般的原因であると指摘し、ハリントンの強調す

16) *ibid.*, p. 486. 小松茂夫訳 192 ページ。

17) *The History of England, from the Invasion of Julius Caesar to the Abdication of James the Second 1688*. Vol. IV, p. 360.

18) *ibid.*, Vol. IV, p. 567.

るヘンリー7世の立法は政治革命に殆んど寄与しなかったとして、これを斥け、次いで、この風習の変化によるジェントリーの族生がハリントンにおいては共和国への展望を開いたのに対して、ヒュームは、これが「貴族の没落と平民階級の勃興との中間期には、国王が目前の状況の利益を収め、殆んど絶対的な權威をとったのである」¹⁹⁾と正しい歴史的展望を与え、イギリス革命を国王と平民階級との政治的抗争として描いている。

これらに示されたイギリス史の正しい解釈からさらに進んでヒュームは、ボリングブロックのAncient Constitutionの觀念を完全に粉碎した。商業およびマニファクチュアの未発達な15-6世紀においては、政治的に自由な制度は存在しなかったこと、自由のプランはその意味では近代に属し、新しいものであったこと、そして自由の抬頭にもかかわらず、名誉革命以前においては政治的に自由の領域は明確に規定されていなかったことを明らかにし、イギリス憲法の理想をボリングブロックのように過去に求めるべきではなく、名誉革命において確立し、規定された自由の制度を擁護することになければならないことを強調したのであった。この批判のなかで、ヒュームは、封建制にAncient Constitutionの真の姿をみいだすボリングブロックに対して、その師であるハリントン自身の歴史記述に復帰することによって、封建制の政治的不安定性を暴露したのであった。「ウィリアム征服王のイングランド制覇は、王国の土地財産に殆んど全面的というべき革命をひき起こした。イギリス人貴族は乞食の地位におちいり、…富裕や昇進の道から外されていた。権力は財産に従うから、この革命は、外国人に大きな安全を与えたのであった。」²⁰⁾ここでヒュームはイングランドにおける封建制の成立による国王およびノーマン貴族の権力の確立を、土地財産の所有の変動から説明しているのである。そして封建制の政治的不安定さを、ハリントンに従って、この封建的土地所有にもとづく国王と貴族階級との間の政治的抗争として描いたのであった。

19) *ibid.*, Vol. IV, p. 365.

20) *ibid.*, Vol. I, p. 195.

さて、ここで財産と政治権力との関係が改めて問題とされなければならない。この問題はハリントンにおいては、既に述べたように封建体制のなかでもつ意味で考えられており、土地所有は、その所有者に軍事力を与え、従って政治権力を与えたと考えられていた。新ハリントン主義者はこれを拡充し、財産上のつりあいと政治権力上のつりあいの一致を力説し、財産が政府そのものの基礎であるとし、イギリスにおいて下院のもつ重みは、それが代表する平民の財産と権力とに比例すると考えている。ヒュームが財産に対する権利を、さきに述べた社会的な利害、権力に対する権利と並んで、政治的原理に数えているのは、新ハリントン主義者と同じく、代表政治、すなわち市民社会の諸階層の政治参加の形態に適用される原理としてである。かれはこの原理に対して新ハリントン主義者とは反対に極めて消極的である。ヒュームによれば、財産上のつりあいと政治権力上のつりあいの一致というこの原理の正しさは絶対的であるとは考えられないし、歴史的にみても妥当しない。歴史的にみても、両者が一致しなくても政府がかなりの時代にわたって存続することができたことがあるし、また現在においても、例えば王政の下で市民社会が発達したフランスでは、商工業者は直接的な政治参加の道を閉され、かれらは官職の購入によって貴族に列し、政治活動に従っている。従って財産上のつりあいと政治権力上のつりあいを絶対的と考える根拠はない、とヒュームは主張する。また同じ規模の財産でも多数によって所有されるばあいと、一人または少数のばあいとではその政治権力はきわめて異なると言わざるをえない。政治上の叛乱または問題を生ぜしめたのは、後者のばあいである。さらに現在のイギリスのように多数の平民階級が国土の3分2のを所有していても、これによって平民の政治権力がそれに比例しなければならないという根拠にはならない。財産はヒュームにとって自由・独立の基礎を形成する意味において考慮のなかに入ってくる。かれがハリントンによって新ハリントン主義者を批判したのも、財産が政治権力に比例しなければならないという後者の主張に、比例してもなお政

治的不安定をまぬがれないという前者の主張を対照させることによって、財産に対する権利がきわめて限定的な意味をもっていることを明らかにしたのである。

しかし、以上のことは、ヒュームにとって、財産が、政治を担当する重要な資格となることを否定するものではなかった。市民社会の擁護、すなわちそのために正義の原理、服従の原理および経済、基本的な政治機構の最善の格率を与えるためには、政治に携わる者に、特殊な才能と気質が必要とされ、それには、財産が荷う役割が大きいからである。人民大衆は政治には不適任である。「貧困と激しい労働は大衆の精神を低下せしめ、かれらをなんらかの科学や精巧さを要する職業に不適任とする。」²¹⁾ かれらは理性の冷静な声に耳を傾けなければならない政治の問題に対して、生活必需品を得るのに余りにも忙殺されているからである。また巨大な財産をもつ者も政治には不適任である。かれは余りにも享楽に耽溺しやすく、物質的財貨もしくは世俗的虚栄の奴隷となるからである。これら両極端の中間にある階層こそ政治を担当するにふさわしい人物を生みだす。しかし商工業者から形成される中産階級は、労働貧民とちがって、思索と原理を形成する経済的・時間的余裕をもっているけれども、かれらは、真の原理を形成するに十分な冷静さと注意深さにかけている、とヒュームはみている。かれらは人民大衆よりはるかに熱心であり、自己確信的であるが、かえって政治的には危険である。これらの階層の人々には政治にとって必要な「偉大な知識愛」が欠けているからである。政治を担当するにはヒュームによれば、「若さ、閑暇、教育、精神およびそれらの人々を支配する模範を必要とする。」²²⁾ これらの必要を具体化しているのは中間的土地所有階級、すなわちジェントリーである。この階級こそ、ヒュームによれば教育と経験によって真の原理を形成することのできる唯一の階級である。「教育の

巨大な影響は、われわれをして精神が全く頑固で、剛直でないこと、その本来の在り方と構造とを多く変えることを確信させ、ある人にかれの承認する性格の模範を示し、そしてかれ自身の性格がその模範から如何にはなれているかを詳しく示すであろう。また教育はかれ自身に絶えず注意させ、悪徳から有徳へ絶えず努力するように心をむけさせる。」²³⁾ この教育によって自然的才能はいちぢるしく改善される。また精神を改善するもうひとつの強力な手段であるよき習慣をもつジェントリーのなかに、政治を担当する理想像がみいだされる。「偉大な国王をつくりだすより、よき法律家や医者をつくる方がはるかに、自然的才能とより強い精神が必要とされる」が、これらはジェントリーのなかに広くみいだされるからである。

V. 結 論

このようにみてくると、ヒュームの議論の全体が如何にハリントンの依存しているかが明らかになってくる。ヒュームは多くの点でハリントンの思想に依存し、ジェントリーを中心とする経済・政治の伝統にたつて、新たな市民社会の提起した諸問題を解決しようと意図したのである。かれが新ハリントン主義者と同じく、Modern Whigの公債政策に激しく反対したのも、その最大の根拠は、龐大な公債の発行によってジェントリーの社会経済構造の急速な崩壊、その政治的影響力の喪失が専制政治を招来することへの危惧であった。ヒュームは、公債の発行による経済的・政治的結果を次のように総括している。長文だが引用しよう。「こうした不自然な社会状態においては、自らの産業活動の直接的結果以上に収入を得る人々は、……公債所有者だけである。こうした人々は、国家とはなんら結合をもたず、かれらが住まうのに選ぶ地球上の任意のところで収入を享有でき、生まれながらにして首府や大都市に身をうずめ、気概や野望も楽しみもなく愚かで勝手きままな奢侈による無気力状態におち入る人々である。(かれらにあっては)高貴の生まれや血統や家柄という

21) "Of National Characters," *Works*, Vol. III. p. 245.

22) "The Rise of Arts and Sciences," *Works*, Vol. III. p. 176.

23) "The Sceptic," *Works*, Vol. III. p. 223.

観念はすべてなくなってしまう。公債はまたたく間に移転することが可能だが、このような変動状態にあるため、それは父や息子の三代にわたって伝えられることはまずないであろう。まして、もしも公債が一家族のなかに非常に長い間留まったばあいには、それは相続による権威や信用をその所有者に譲渡しないであろう。そしてこのようにして自然の手で任命される国内の一種の独立した行政官をなす幾つかの階層の人々が全くいなくなってしまう。そして権威ある人々はみなもっぱら主権者から職権の委任を受けることによって勢力をえることになる。

こうして傭兵以外には反乱を防止したり、鎮圧したりする方策は残されない。圧制に反抗する手段は全く残されない。選挙はもっぱら賄賂と買収によって左右される。また国王と人民とのあいだの中間勢力がすっかり排除されるため圧制的独裁

君主制が必ず支配する。土地所有者は貧しさのゆえにさげすまれ、圧制のゆえに嫌われて、独裁君主制に全く反対することができないであろう。』²⁴⁾

ヒュームはここで明らかなように、中間的な行政官であり、議会の有力な要素であるジェントリーの急速な消滅が専制政治への傾斜を生むことを、公債政策批判の最大の根拠とした。かくして市民社会の黎明期にたつヒュームの市民社会論が、古き囊に新しい酒を盛ったところにあるとすれば、その古き囊こそ、ハリントンから継承した古典的ヒュームマニズムの伝統であったことは、今や疑う余地もなく明らかになるのである。

(一橋大学経済研究所)

24) "Of Public Credit," *Works*, Vol. III. p. 367-8.
田中敏弘訳, 143-4 ページ。

農 業 経 済 研 究

第 46 巻 第 4 号

(発 売 中)

アジア農業の展開

《 論 文 》

金 沢 夏 樹: アジア農業における肥料と機械の論理

深 沢 八 郎: 東南アジア農業の発展

渡 辺 信 夫: 中国農業の最近の新しい動き

——大寨農業の技術構造を起点として——

梅 原 弘 光: フィリピンにおける食糧増産と農法改善

——とくに 1950 年代の動きを中心として——

《研究ノート》

西 村 博 行: 南ベトナム経済とメコン・デルタの稲作

B 5 判・50 頁・500 円

日本農業経済学会編集発行／岩波書店発売